

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第6-1847号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
中央児童相談所及び女性福祉相談所	専ら児童又は女性の一 時保護の業務に従事する職員	3	中央児童相談所及び女性福祉相談所	専ら児童又は女性の一 時保護の業務に従事する職員	3
(略)			若 草 寮	1 指導課に勤務する 課長、副参事、主査、 主任及び児童指導員	3
(略)				2 寮長	1
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。